

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第4期計画期間 第3回会議)

日時：平成21年12月1日(火)

午後2時15分～3時15分

場所：市役所本庁舎2階 第3委員会室

次 第

1 開 会

2 報 告

- (1) 地域密着型サービス事業所の廃止について
- (2) 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の募集結果について
- (3) 夜間対応型訪問介護補助事業者審査結果について

3 議 事

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定について
- (2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について

4 その他

5 閉 会

資 料

- 資料1 地域密着型サービス事業所の廃止について
- 資料2 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の募集結果について
- 資料3 夜間対応型訪問介護補助事業者審査結果について
- 資料4 地域密着型サービス事業者の指定について
- 参考資料1 地域密着型サービス事業者指定に係る事業概要，事業所位置図，パンフレット
- 資料5 地域密着型サービス事業者の指定更新について
- 参考資料2 地域密着型サービス事業所に対する実地指導の実施状況について

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第4期計画期間 第3回会議）議事録

日時：平成21年12月1日(火) 14:15～15:15

場所：市役所本庁舎2階 第3委員会室

<出席者>

【委員】

石原祥行委員，菊田豊委員，小林孝夫委員，小松洋吉委員，佐々木玲子委員，
瀬戸敏之委員，土井勝幸委員

以上7名，五十音順（阿部一彦委員，安藤恵美子委員 欠席）

【仙台市職員】

南方保険高齢部長，鈴木高齢企画課長，會田介護保険課長，今田青葉区保健福祉センター参事兼障害高齢課長，高橋宮城野区保健福祉センター参事兼障害高齢課長，佐藤若林区障害高齢課介護保険係長，紺野太白区障害高齢課長，佐藤泉区障害高齢課長，好井高齢企画課施設係長，庄司介護保険課管理係長，土屋介護保険課介護保険係長，高橋介護保険課指導係長

<議事要旨>

1. 開会

会議の公開，非公開の確認 議事(1)～(2)については非公開 異議なし
議事録署名委員については 石原委員を指名 石原委員了承

2. 報告

(1)地域密着型サービス事業所の廃止について

・鈴木高齢企画課長より説明（資料1）

(2)小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の募集結果について

・鈴木高齢企画課長より説明（資料2）

(3)夜間対応型訪問介護補助事業者審査結果について

・鈴木高齢企画課長より説明（資料3）

委員長：事務局から説明のあった3件の報告内容について，意見等あるか。

委員：資料2についてだが，小規模多機能型居宅介護と認知症対応型通所介護は随時募集としているが，全く手を挙げるところがないという原因は，どのように考えているのか。

事務局： 随時募集は4月から行っており，4月以降，認知症デイが2箇所，小規模多機能は1箇所の申出を受け付けている。今回は9月から11月のスパンで見て，申出がなかったというものである。

委員： 計画的に整備していくということで募集していて，埋まり方が遅いようだが，その辺の理由はどう考えているか。例えば，認知症対応型通所介護はお客さんが来ないとか，小規模多機能はあまり知られていないとかいろいろ理由はあると思うが，何か特別の理由があるのか。グループホームは応募が多いようだが。

事務局： 随時募集にしてからは，先ほどもお話ししたように3箇所の応募があった。以前よりも申出件数は増えており，今後も増えていくと考えている。

委員長： ほかに意見等あるか。

(意見等なし)

3. 議事

(1)地域密着型サービス事業者の指定について

・鈴木高齢企画課長より説明(資料4，参考資料1)

委員長： 事業者の指定について事務局から説明があったが，何か質問等あるか。

委員： この事業譲渡される会社は同じ系列の会社なのか。

事務局： 現在の会社にいる方が独立して興す別の会社である。

委員： 内容的には同じ系列というか，グループホームの中身を良く知っている会社なのか。

事務局： 事業譲渡される方が，現在の会社でグループホームの仕事をやられていた方なので，中身については良くご存知であると考えている。

委員： 実態的には職員など変わらず，利用者にも影響はないということか。

事務局： そのように報告を受けている。

委員： 全体的な傾向を教えてほしいのだが，一つの事業者について，しょっちゅう経営者が変わるということはあるのか。例えば，自分の親が通っているデイサービスは，何回も事業者が変わって，その都度契約書などの書類を書き直している。そして，実際にサービスが始まってみると，事業所で作っていて最初はおいしかった食事が段々弁当になっていたりして，内容のチェックがちゃんと利用者に伝わっていない。慣れているからということで，大概我慢してしまうのだが，事業者が変わってから食事などが前と変わってきたりする。なかなか難しい経営状態だとは思いますが，そうした実態を市のほうで把握しているのかというのが気になっていた。こういった事業者の変更というのは，しょっちゅうどこの施設でもあるものなのか。自分の親が行っていたところが特殊なのか，もう4，5回くらい事業者が変わっている。仙台にいた事業者が始めたものが，いつの間にかどこからか来た事業者に経営者が変わってたりして，なじめないと感じていたので，デイサービスだけに限ったことなのか，全てのサービス

においてそういうものなのか傾向を聞きたい。

事務局： 全国的な傾向としてこの分野の経営状況は厳しいようだ。小さな事業所だと、スケールメリットが働かないということがある。利用者一人に対してどのくらいの職員を配置しなければいけないという基準が決まっているので、それをきちんと達成するために、ある程度法人の規模や、複数の事業所を持っているということが有利に働く部分があるのだと思う。介護保険が始まってから10年であるが、大きな事業所や全国展開されている事業所はノウハウもあり、職員に対する研修も充実しているという点で、力をつけてきている。それに対し、地元で始めた小さな事業所などは、なかなか経営が難しく、サービスをきちんと提供していくために、場合によっては経営を譲渡したり、グループの傘下に入ったりしているという傾向は全国的にあると思う。

事務局： ただ、割合的にはそんなに多くはない。市内に千ほど事業所があるが、変わるところはよく変わり、変わらないところはずっと変わらないというように、二極化しているのかもしれない。全国的に大きく変わったのは、19年のコムスン事件の時だが、それ以外にはそんなに変わっていない。4、5回も事業者が変わるといのはあまり聞かないので、委員さんのおっしゃっている事業所が特殊なのかもしれない。

委員長： そのほか事務局からの説明の内容について、異議等なければ承認としてよろしいか。

(異議等なし)

(2)地域密着型サービス事業者の指定更新について

・鈴木高齢企画課長より説明(資料5, 参考資料2)

委員： 実地指導というのは更新を迎える事業所を対象に行っているものなのか。

事務局： 仙台市が指定、指導の権限を持っている地域密着型サービス事業所については、毎年1回行っている。ちなみに今回資料には19年度と20年度の結果を出しているが、どちらの事業所についても21年度も実地指導を行っている。しかし、一部改善確認ができていない部分があるため、今回の報告には挙げていなかった。

委員： 全ての事業所について、毎年1回行っているのか。

事務局： これまでのところは、そのように行っている。

委員： 21年度の改善確認はいつ頃行うのか。

事務局： 今年度中に行う。

委員： 20年度の指示事項に管理者の出勤簿の未整備があるが、基本的に管理者は常勤専従だと認識しており、指導の内容としては非常に重いものが書かれていると思われるのだが、他に何か出勤していることを確認できるものがあって、最終的にこれはよしとされたのか。

事務局： 業務日誌等で出勤の状況は確認できたのだが、管理者について出勤簿を整備していない状況が判明した。管理者がきちんと配置されているかの確認をとるためにも必要なものなので、厳重に指導を行ったところである。

委員： 業務日誌で出勤の確認はできたということか。

事務局： 確認はできた。

委員： 20年度の指示事項に衛生管理に係る配慮の不備というものがあるが、これはどういうものだったのか。

事務局： これは具体的には、洗濯室の中の汚物処理槽のすぐそばに清掃用具を置いていたというもので、汚物処理の際に掃除用具に汚物が飛散する恐れがあり、そのまま掃除をするというのは衛生管理上よろしくないということでの指摘である。もう一点は、洗面台の上にティッシュの箱がそのまま置いてあり、これも水がかかったり、飛沫が飛び散ったものを他の方が使う恐れがあるのできちんと分けたほうが良いと、そういった指摘をさせていただいた。

委員： 集団生活をされている上で、汚物等からの感染というのは十分に注意すべきことであると考えられる。その辺は施設であれば当たり前前に認識として持っていなければならないと思う。

委員長： そのほか事務局からの説明の内容について、異議等なければ承認としてよろしいか。

(異議等なし)

4. その他

委員長： 議事全体を通して、あるいはそのほか、意見等あるか。

委員： 夜間対応型訪問介護について、仙台市として整備が進んでいない状況が続いていると思われるが、今後の方向性として積極的に夜間対応型を増やしていくという計画はあるのか。

事務局： ご指摘があったとおり、夜間対応型訪問介護は市内1事業者しかいない状況である。リスク分散ということから考えると、複数の事業者からサービス提供していただくことが望ましいので、引き続き夜間対応型訪問介護事業者の募集を進めていきたいと考えている。

委員： 先ほどの話にも出たが、大手のところであればスケールメリットを生かしていろいろな形で展開できるのだが、この夜間対応型に関してだけは小さな事業者ではとても対応できないサービスと思われる。仙台市として、小さな事業所でもやれるような仕組みを支援していただけるような提案があれば、より望ましいと思われるので、今すぐということではなく、検討いただければと思う。

委員： 夜間対応型は1箇所なのか。

事務局： 現在は市内1事業者である。

委員： 需要は多いのか。

事務局： それほど多くはなく、見込んでいたほどにはなっていない。

委員： 個別の利用者の間では非常に需要は多いと認識しているが、なかなかそれに
応えうる事業者がないということで、結果的に需要がないという判断になって
いるのだと思う。

事務局： 需要は個別にもあまりないようだ。

委員： 需要があれば、事業者は間違いなく出てくる。利用者が少なく、採算が合わ
ないから、事業者がでてこない。採算が合えば、民間企業は必ず出てくる。こ
れはどこも同じ話で、仙台市だけでなく、全国的な話である。以前、24時間
介護サービスという、24時間介護で夜中も訪問するものがあったが、ほとん
ど人が増えず、実施する事業所がほぼなくなっているのが現状である。

事務局： 24時間の訪問で夜間に定期的に行くものも、どんどん減ってしまった。

委員： 減っている理由は何だと考えているか。

事務局： 夜中に来ていただくことに抵抗があったことのほか、介護保険が始まる前に
比べるとオムツがかなり改善されていることがある。今は850CCくらいま
で保水ができる。850CCというと大体高齢者で3回分くらいなので、7時、
8時にオムツを替えてしまえば、朝まで大体大丈夫ということになる。そう
なると転倒や、ベッドから落ちて動けなくなったというのが一番多いのかとい
うと、それも思ったほどの件数はない。また、どうしてもという場合は、昼間の
事業者が連絡を受けるなどして緊急的に対応しているという事例もあり、ケア
マネジャーを含めて24時間対応をとっている事業者が多いので、必ずしも夜
間対応型訪問介護に頼らずともやれるというのが現状なのだろう。ただ、それ
とは別に、行政の立場としては、一社だけをお願いしていると、そこにやめた
と言われると終わってしまうので、それは望ましくないということになる。今
回は久々の申出だったので、非常に期待をしたのだが、審査の結果、安定的な
経営が期待できないという観点が強く働き、リスクとの関係で残念ながら不採
択という結果になったわけだが、次回の計画を作る際に、その辺も踏まえて調
査するので、皆様でご審議いただけたらと思う。

委員： 介護保険から離れるかもしれないが、先日テレビの特集を見た。その中に、
在宅介護ができるようにと介護保険はスタートしたが、実際介護を支える家族
の負担が大きく、勤めを辞めたりという様々な問題が起こっているという事例
が出ていた。そうした家族を支える精神的なよりどころとなるために、懇談会
や、精神的なケアをしようと動き始めている自治体があちこちにあり、それが
家族にとって大きな支えになっているということをやっていた。私も10年以
上親の介護をしていて、本当に行き詰るということがあり、いろいろ思うとこ
ろもあるのだが、仙台市としてそういった動きはないのか。実はそのテレビに
は仙台市のNPOの方が出ていたのだが、役所の側では何かそういうものを考
えているのか、動きがあるのかということを知りたい。

事務局： そのテレビは存じ上げないので何とも言いにくいですが、これはそもそも論にな
るが、介護保険制度というのは保険制度なので、介護の社会化とかいろいろな

ことが言われているが、やはり給付と負担が常に表裏の関係にあるものなので、現時点でどこまで保険制度でやるかというのは、いろいろ議論があるところと思う。ただ、一つ言えるのは、少なくとも介護保険が始まって、ご利用者さんなり、ご家族の負担の軽減がかなり図られたのは事実だと思う。ただ、この水準に慣れてしまうと、またそこから生まれる新たな課題というのはたくさんあるわけで、それは一朝一夕に解決できるものではなく、どこまでこの介護保険でやるかということなのだと思う。介護保険ができたから、全て要介護者や家族は何もいらなくて、万々歳の生活ができるというものではなく、かなり負担軽減は図られたが、今の介護保険制度というのはまだまだ、ご家族、または社会資源に頼って、頼った上での制度というレベルでしかないのかなと思う。個別の例でどうだと言われると難しいのだが、全体的な水準としては、足りない部分や、やらなきゃいけない部分もたくさんあるが、まあそれなりの水準を保っているのかなと思う。それを、足りない部分があるから保険制度とは別のところで、行政がダイレクトに何かをすることになると、これはそもそもある介護保険制度を壊してしまうことになりかねないので、そこはよくいろいろなことを見ながら、議論して決めていくべきなのだと思う。

委員 長： 介護保険制度の中ではないのだが、地域の中での活動とか、ストレス解消とかという活動は、地区社協で行っているようだ。

委員： 仙台市でもあるのか。

委員 長： 介護保険外のことだが、仙台市内でも行っている。

委員： それはどこの分担なのか。実際の介護者には情報が入ってこない。

委員 長： 地域福祉の分野に入ると思うので、市社協がやられていると思う。家族の福祉というのも大変大事なものだと思う。

事務局： そのほかにも、老人クラブさんや、町内会の福祉委員さんたちも一生懸命やってくださっているし、NPOの方たちも一生懸命やっている。

委員： それが実際の介護者とどこにも結びつかないというか、情報がよく分からない。

事務局： まだまだ十分ではないと思うが、例えば認知症のご家族の方たちが集まる機会を作ったり、あるいは地域に出向いて行って地域の中での横のつながりという場面設定などを各区で行っている。

委員： それは区の広報などに出ているのか。

事務局： 区の広報やホームページなどを使って広報している。また、地域の人たち、口コミはとても大切だと思うので、いろいろな機会を捉えて住民の方々にPRさせていただいて、住民から住民に伝えていただくよう、お願いする努力をしている。介護予防も含めてなのだが、抑うつ高齢者や認知症の方をイメージしながら、それを地域の方たちと共有化して、地域の中で高齢者を支える仕組みをつくることを、地域を分けてやらせていただいている。広く捉えれば、そういうものも介護保険の範囲ということで、家族の方々の心の交流も期待し、ま

だまだ十分ではないが、ぜひ地域の方々の声をいただきながら、拡大していければと思っている。

委員長：最後に事務局のほうから何かあるか。

次回開催について、事務局より説明
日程は委員長と相談の上、後日文書で連絡する。

小規模多機能型居宅介護周知用DVD上映（約18分）

5．閉会